

第四管区海上保安本部公示第 28 号

水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

令和 6 年 9 月 12 日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施する者の名称及び住所

三重県北勢流域下水道事務所長 松田 学  
三重県四日市市新正 4 丁目 2 1 - 5

2 水路測量を実施する区域及び期間

別図に示すとおり

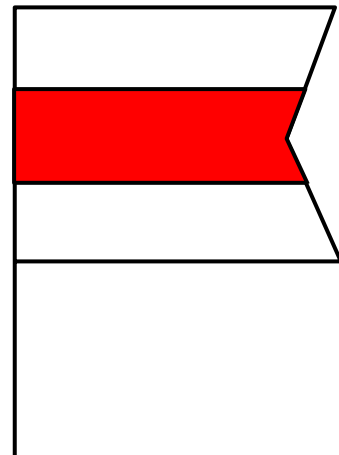
令和 6 年 9 月 2 4 日～令和 6 年 1 0 月 3 1 日（うち 3 日間）

3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、音響測深機による測深。

4 航行船舶に対する措置


測量船は、水路業務法第 1 7 条に基づき、  
水路業務法施行規則（昭和 2 5 年運輸省  
令第 5 5 号）第 6 条に定める標識を揚げ  
る。



白  
紅  
白

# 別図



 調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図